

令和6年12月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	林田町下伊勢(伊勢地区) (下伊勢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月2日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者がいない個人農家が多く、また、担い手においても経営状況により動向が変わる可能性があるため、今後、安定した農地の維持管理が課題となっている。また、農家が農業を離れた要因の一つに獣害があり、年々被害が増大しているうえ、姫路北バイパスが延伸し、圃場が分断されることが見込まれるため、面積が小さくなる農地が増加する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内外から積極的に担い手(認定農業者や認定新規就農者、企業等)を受け入れ、栽培面積の拡大を図る。(令和6年度参入農業法人 ①情熱カンパニー:約12ha、②榮藤LAB:約2ha)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

下伊勢地区まちづくり協議会が作成した下伊勢地区土地利用計画にて農業区域とした農地、及び農業振興地域農用地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者の所有する農地については、担い手となる農家へ集約することを地域内で合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
姫路北バイパス整備工事により分断され面積が小さくなった残りの農地を集約し、大区画化等の基盤整備を行うことを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手への集積・集約を中心とするが、営農継続が困難となった場合、新規農業者の確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時、農業振興支援に関する情報収集を図り、活用を検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】					
①鳥獣の目撃・被害発生場所等の情報共有を図り、侵入防止柵や捕獲檻の設置・点検体制の充実をめざす。					